

平成30年4月9日

保護者 様

赤磐市立豊田小学校

校長 大谷 清人

出席停止について

平素は本校教育の推進に対し多大なご支援とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、学校における感染症予防のために、児童が感染症にかかっている、またはかかっている疑いがある、またはかかるおそれがあるときは学校保健安全法により、出席を停止させることができます。感染予防の観点から他人に容易に感染させる状態の間は、集団の中に入ることを遠慮してもらうための処置です。

学校において、特に予防すべき感染症の種類は次のとおりです。これらの疾病に感染した疑いがあると医師から診断された場合は、直ちに学校に連絡してください。

なお、登校の際は、必ず医師の治癒証明書を持たせてください。治癒証明書は学校に受け取りに来るか、ホームページからダウンロードして使用するかでお願いします。ご不明な点は、学校までお問い合わせください。

記

《学校感染症第一種》・・・治癒するまで出席停止となります。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症および新感染症

《学校感染症第二種》・・・それぞれについて出席停止期間の目安があります。

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

《学校感染症第三種》・・・医師の指示に従ってください。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ その他の感染症については、感染のおそれのある疾病が発生した場合に、学校医等と相談し決定します。その他の感染症としては、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎等が該当します。ただし、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）は、原則として出席停止としません。

※ 早退・遅刻の扱いについては次の通りです。

登校後に体調不良で早退し、医師に感染症と診断された場合、その日は早退扱いとしない。

治癒後に、病院で治癒証明を受けるために遅刻して登校した場合、その日は遅刻扱いとしない。